

2021年3月15日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴 2021年2月25日付質問書に係るご回答

題記質問書においてご質問いただいております内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1 ご質問1およびご質問2について

2020年11月20日付「貴2020年10月25日付質問書に係るご回答」でご回答申しあげましたとおり、当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託」といいます。）による株主総会の議決権行使書の集計に係る不適切な取り扱いの判明後、三井住友信託に対して、集計業務の適正な取り扱いを行うよう強く求めておりました。

三井住友信託は、2020年12月17日、議決権行使書集計業務の見直しおよび再発防止策等を公表し、郵便局から議決権行使書を実際に受領した日を基準に集計を行う方法に変更するとともに、集計作業の処理能力の向上を図り、厳格かつ円滑な議決権行使書集計業務に取り組む旨を表明しております。

当社は、三井住友信託から、当該集計業務の見直し等について報告・説明を受けております。見直し後の集計方法については、当社としても、適法・適正な取り扱いであるものと考えております。

議決権行使書の集計につきましては、株主の皆さまの意思を株主総会の議決に反映するための重要な業務であり、当社としましては、引き続き、三井住友信託に対し、再発防止策等を的確に遂行するなど、適法・適正な議決権行使書の集計を行うよう求めてまいります。

なお、2020年11月20日付「貴2020年10月25日付質問書に係るご回答」でご回答申しあげたとおり、当社が2020年6月25日に開催した第96回定時株主総会（以下、「昨年総会」といいます。）において、三井住友信託の不適切な取り扱いにより、未集計となっていた議決権行使書の議決権数は、昨年総会で行使された議決権数の0.06%であり、昨年総会における各議案の可決、否決の結果に影響はございません。また、当社は、三井住友信託からの再集計の報告を精査し、2020年6月30日に金融庁に提出・公表した昨年総会における議決権行使結果に係る臨時報告書についての訂正報告書を、9月30日に金融庁に提出・公表するなどの対応を講じております。

2 ご質問3について

2020年11月20日付「貴2020年10月25日付質問書に係るご回答」等でご回答申しあげましたとおり、原子力発電量は、定期検査等の影響により年度ごとに変動いたしますが、2019年度の当社の発電電力量に占める原子力の割合は、ほぼ2割の水準となっております。

当社といたしましては、今後も安全を大前提とした伊方発電所3号機の安定稼働を通じて、国が掲げる2030年の原子力発電比率20～22%程度という目標の達成は可能であると考えており、日本全体のCO₂削減に貢献してまいりたいと考えております。

伊方発電所3号機は、2020年1月17日の広島高等裁判所における運転差止仮処分決定により、現在、運転を差し止められておりますが、当社は、同裁判所における異議審において、仮処分決定を取り消していただけるよう、新たな意見書を提出するなど当社の従来主張を裏付けるための材料を拡充し、科学的な見地から、伊方発電所の安全性が確保されていることについて、裁判所に対して丁寧な主張・立証を全力で行っております。また、運転再開に向けたもう一つの課題である特定重大事故等対処施設の設置につきましては、本年10月頃の竣工に向けて、引き続き、安全を最優先に可能な限り工期短縮が図れるよう最大限の努力を継続しております。

3 ご質問4について

2020年1月17日の広島高等裁判所における伊方発電所3号機の運転差止仮処分決定においては、佐田岬半島沿岸部の活断層評価および火山事象の影響評価に関する当社の評価が過小であるとの指摘がなされております。

佐田岬半島沿岸部の活断層評価につきましては、当社をはじめ国や大学が、発電所周辺海域において、海底の地質構造を十分に把握できる詳細な音波探査を実施しており、その結果を踏まえ、当社は佐田岬半島沿岸部に活断層が存在しないことを確認しております。こうした当社の評価は、原子力規制委員会のもとより、複数の専門家によっても妥当と判断されております。

また、火山事象の影響評価につきましては、当社は、伊方発電所に降る火山灰想定的前提となる噴火規模を設定するにあたり、伊方発電所に最も大きな影響を与える九重山の噴火を採用しております。こうした当社の評価は、原子力規制委員会が制定した火山ガイドに照らしても妥当なものであります。

当社は、広島高等裁判所における異議審におきまして、佐田岬半島沿岸部に活断層が存在しないことに関しては、従来から伊予灘周辺の活断層調査や四国の地質調査に携わってきた専門家や破碎帯の活動性評価に精通した専門家に、また、火山事象の影響評価に関しては、国際原子力機関（IAEA）の火山に関する安全基準の策定等に携わった専門家や自然現象の確率論的評価に精通した専門家から、それぞれ新たな意見書をいただくなど、当社の従来主張を裏付けるための材料を拡充し、丁寧な主張・立証を尽くしております。

4 ご質問5について

当社は、地震規模の算出に用いる経験式がばらつきを有することを認識のうえ、伊方発電所における基準地震動の策定においては、より大きな地震規模となるよう、不確かさを考慮した入力パラメータを用いております。また、伊方発電所に最も影響のある中央構造線断層帯の地震に関しては、複数の経験式を用いて、より大きな地震規模を算出したうえで地震動評価を行っており、原子力規制委員会による審査においても妥当であると評価されています。

昨年12月4日の大阪地方裁判所における大飯発電所3号機および4号機に係る原子炉設置変更許可を取り消す判決につきましては、昨年12月17日に国が控訴しており、今後、上級審において改めて議論がなされたうえで、最終的な結論に至るものと認識しておりますが、当社といたしましては、伊方発電所における基準地震動の評価に影響することはないと認識しており、当社が当事者となっている係争中の訴訟において、引き続き、伊方発電所の安全性等について、科学的見地に立って、適切に主張・立証を尽くしていく所存です。

5 ご質問6について

伊方発電所3号機は、最大で約60mの地山掘削を行い、地表に露出した新鮮かつ堅硬な岩盤上に建設しております。このため、伊方発電所3号機における地震の揺れの大きさを表す加速度は、岩盤上の加速度と同程度であると考えております。

当社は、南海トラフの巨大地震に係る地震動評価につきまして、内閣府が実施した「南海トラフの巨大地震の被害想定」において使用されている震源断層モデルに加え、さらに追加の保守性を考慮したモデルを用いた評価を実施しております。当社の評価結果につきましては、原子力規制委員会による厳格な審査を経て、妥当であると評価されています。

これら原子力規制委員会による審査内容につきましては、原子力規制委員会のホームページに掲載されており、平成26年5月23日開催の第114回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の資料等において確認することができます。

6 ご質問7について

当社は、東南海・南海地震が発生した場合、当社の大型発電所のうち、坂出発電所（138.5万kW）、西条発電所（40.6万kW）、本川発電所（61.5万kW）および伊方発電所（89万kW）につきましては、震源から距離がある瀬戸内側に分散しているため、地震や津波の影響を考慮しましても、運転を継続できるか、または一時的に停止したとしても早期の発電再開が可能と想定しております。

また、これらの発電所を連系する送変電設備は、想定される地震動に対して十分な耐

震性能を有していることに加え、多重化・多ルート化されており、本川発電所の運転に支障はないと考えております。

さらに、迅速な復旧を図る観点から、各種訓練はもちろん、四国域内の自治体や自衛隊等との協力体制の充実など、災害対応体制の強化を進めております。

7 ご質問8について

当社は、事業活動に伴う廃棄物の発生量抑制、適切な処分および有効利用の拡大に取り組んでおります。

伊方発電所において発生する放射性廃棄物につきましては、ほとんどが放射能レベルの低いものであって、それぞれの性状に応じて発電所内で適切に処理・保管を行っております。また、低レベルの放射性廃棄物を詰めたドラム缶につきましては、伊方発電所構内の専用の貯蔵庫に保管した後、青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センターへ順次搬出しております。

原子燃料サイクルにつきましては、国のエネルギー基本計画において、再処理やプルトニウム等の推進が明記されており、当社としましても、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容といった観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるウランおよびプルトニウムを再利用していく原子燃料サイクルは必要であると考えております。

伊方発電所において発生した使用済燃料につきましては、伊方発電所の使用済燃料貯蔵設備において保管した後、再処理工場へ搬出することとしております。また、伊方発電所で発生した使用済MOX燃料につきましては、当面の間、伊方発電所の使用済燃料貯蔵設備において、使用済ウラン燃料と同様に保管した後、適切に搬出することとしております。使用済MOX燃料の処理・処分の方策につきましては、国のエネルギー基本計画において、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き研究開発に取り組みつつ、検討が進められることとされておりますので、当社といたしましては、これに沿って対応してまいります。

8 ご質問9について

伊方発電所1号機の使用済燃料ピットには、使用済燃料は貯蔵されておらず冷却は不要ですが、2、3号機の使用済燃料ピットについては、使用済燃料を貯蔵しており冷却が必要となります。これら冷却のために使用する電力量については、個別の計量は行っておりませんが、伊方発電所の安全・安定した運用のために必要なものであると認識しております。

9 ご質問10について

私ども原子力事業者は、高レベル放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する立場から、処分地の選定・立地に向けた理解活動を行っている国や原子力発電環境整備機構（NUMO）とも連携しつつ、地域の皆さまとの対話活動等を通じて、様々なご意見を真摯に受け止めながら、皆さまのご関心やご理解が深まるよう、最終処分事業の理解活動に取り組んでおります。

四国内の自治体等に対しても、様々な機会を捉え、最終処分事業の必要性や安全性についてご説明させていただいております。

また、最終処分に係る疑問点などの問い合わせ先として、当社事業所5か所（本店、各県都支店）に窓口を開設し、連絡先を当社ホームページに掲載しているほか、当社が発行する広報誌「ライト&ライフ」や「伊方だより」などの各種媒体を活用して、最終処分事業に係る広報活動を実施しております。

原子力発電につきましては、使用済燃料の保管に一定の電力を使用するものの、発電時に温室効果ガスの排出がないことなどから、現行のエネルギー基本計画において、実用段階にある脱炭素化の選択肢と位置づけられております。また、昨年10月に、菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言いたしました。この中でも、原子力は、脱炭素化のための有力な電源として位置づけられていると承知しております。

当社におきましては、地球温暖化問題への対応を重要な経営課題と認識し、温室効果ガスの排出削減を基本とした事業運営に取り組んでいるところであり、地域の皆さまの信頼とご理解を得たうえで、伊方発電所3号機の最大限の有効活用を通じて、将来も見据えたCO₂の排出削減に貢献してまいりたいと考えております。

以上

（本件に関するお問い合わせ先）

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ